

平成28年第3回東大和市議会定例会会議録第16号

平成28年9月6日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（34名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	木村西君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口荘一君

市民課長 山田茂人君
課税課長 矢吹勇一君
子育て支援課長 鈴木礼子君
青少年課長 中村修君
障害福祉課長 小川則之君
健康課長 志村明子君
区画整理課長 水村隆市君
社会教育課長 村上敏彰君

保険年金課長 越中洋君
納税課長 中山仁君
保育課長 宮鍋和志君
市民生活課長 大法努君
みのり福祉園長 石川伸治君
建築課長 中橋健君
給食課長 斎藤謙二郎君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 4 5 号議案 平成 2 7 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 4 6 号議案 平成 2 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 4 7 号議案 平成 2 7 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 4 8 号議案 平成 2 7 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 4 9 号議案 平成 2 7 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 5 0 号議案 平成 2 7 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 第 4 号報告 平成 2 7 年度東大和市健全化判断比率について

第 1 1 第 5 号報告 平成 2 7 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第 1 2 第 4 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

第 1 3 第 5 1 号議案 専決処分の承認について

第 1 4 第 5 2 号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例

第 1 5 第 5 3 号議案 東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例

第 1 6 第 5 4 号議案 東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例

第 1 7 第 5 5 号議案 東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

第 1 8 第 5 6 号議案 東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例

第 1 9 第 5 7 号議案 東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例

第 2 0 第 5 8 号議案 東大和市災救助基金条例の一部を改正する条例

第 2 1 第 5 9 号議案 東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例

第 2 2 第 6 0 号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

第 2 3 第 6 1 号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

- 第 2 4 第 6 2 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 5 第 6 3 号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例
- 第 2 6 第 6 4 号議案 東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例
- 第 2 7 第 6 5 号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例
- 第 2 8 第 6 6 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 9 第 6 7 号議案 平成 2 8 年度東大和市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 0 第 6 8 号議案 平成 2 8 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 1 第 6 9 号議案 平成 2 8 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 2 第 7 0 号議案 平成 2 8 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 3 第 7 1 号議案 平成 2 8 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 4 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 3 4 まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成28年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る8月31日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日9月6日より9月27日までの22日間といたします。

会議録署名議員は、8番 関田貢議員、20番 木戸岡秀彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第45号議案から第50号議案までの6議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託をいたします。第4号・第5号報告、第4号同意、第51号議案から第71号議案を順次審査した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。第65号議案と第66号議案は一括議題として審議をいたします。第52号議案につきましては、総務委員会に審査を付託をいたします。

9月7日から9日、12日、13日の5日間は一般質問となります。

9月14日から26日までの13日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催をいたします。

常任委員会等の日程につきまして申し上げます。

9月14日、午前9時30分から総務委員会を、9月15日、午後1時30分から厚生文教委員会を、9月16日、午前9時30分から建設環境委員会を、9月20日、23日の両日、午前9時30分から決算特別委員会を開催をいたします。また、23日、午後1時から議会運営委員会を開催をいたしますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出がなされない場合は開催をいたしません。

27日、最終日は、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、特定事件調査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

続きまして、資料要求等の受け付けについてですが、決算特別委員会資料要求期限は9月8日、午後5時までといたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは9月16日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付けの締め切りは9月23日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、報告案件2件、同意案件1件、議決案件27件で、計30件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は19名でございます。

委員会に審査を付託する陳情は3件であります。

本日定例会初日の本会議終了後に議員全員協議会が開催されます。

最終日には契約案件の資料を議席配付をいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどをお願いをいたします。

以上でございます。

[議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

8番 関田 貢 議員

20番 木戸岡 秀彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月6日から9月27日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月6日に東京都市長会の環境部会が開催されました。

議事1の平成29年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。20件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、同日、7月6日に東京都市長会の建設部会が開催されました。

議事1の平成29年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。34件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、7月25日、東京都市長会が開催されました。

議事1の「新たな多摩のビジョン行動戦略」年次報告書2015の作成についてであります。平成26年3月に策定した行動戦略に基づく東京都事業の進捗状況や最新の動向、市町村等の新しい取り組みの実施状況について東京都から報告がありました。

次に、議事2の熊本地震への都の支援等及び全国における平成27年度の災害事例等についてであります。東京都からの被災地支援として、延べ1,300人を超える職員派遣や都営住宅での被災者の受け入れ等を行ったとの報告とともに、平成27年度における全国の災害事例について東京都から紹介がありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの参加の促進等を目的に、各市や地域が主催するイベント等について認証を行う東京2020参画プログラムを実施することについて東京都から説明がありました。

次に、議事4の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成28年第1回広域連合議会臨時会に提出した案件の4件、及び被保険者証の一斉更新並びに平成27年度ジェネリック医薬品差額通知事業の効果分析結果について東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事5の平成28年度熊本地震に係る被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣についてであります。総務省より7月7日付で中長期の職員派遣について協力依頼があったことを受け、東京都から東日本大震災の対応と同様に、実情に応じて各市がみずからの判断で派遣を決める取り扱いの提案があり、これを承認いたしました。

次に、議事6の平成29年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。部会でそれぞれ協議した内容をもとに、昨年より1項目多い89項目の要望事項を取りまとめ、これを決定いたしました。

次に、議事7の後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の財政調整に関する要請についてであります。多摩地域の各市の財政運営に多大な影響が及ぶ案件であり、東京都後期高齢者医療広域連合の責任において早急に対応すべき事案であることから、東京都市長会として東京都後期高齢者医療広域連合へ要請を行うための協議を行い、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

次に、7月29日、平成29年度東京都予算編成について、多摩地域としての要望を市長会会長が代表して副知事に行った後、市長会の部会ごとに東京都の各局に対し要請活動を行いました。多摩地域の各市が行財政運営に苦慮していることを訴え、予算編成に当たって特段の配慮を求めました。

次に、8月26日に千葉県佐倉市内のホテルにて、東京都市長会及び部会合同研修会が開催されました。

議事1の「東京2020ライブサイト in 2016—リオから東京へ—」についてであります。ライブサイトについては、一旦終了し、パラリンピック期間中に再開すること、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における都内の事前キャンプ候補地を効果的にPRするため、誘致を希望する区市町村のスポーツ施設や宿泊施設の情報を集約したホームページを開設したことについて東京都から報告がありました。

次に、議事2の多摩の魅力発信プロジェクトについてであります。平成28年度における主な取り組みについて東京都から報告がありました。

次に、議事3の平成28年度普通交付税の算定結果についてであります。東京都内市町村の算定結果について東京都から報告がありました。

なお、その他の議事については、これを承認いたしました。

また、部会合同研修会では、山万株式会社、専務取締役林新二郎氏による「ユーカリが丘で見るコミュニティビジネス」についての講演が行われました。その内容につきましては、完全民間企業主導型で進められたユーカリが丘のまちづくりに係る効果や課題等についてであります。

以上で、市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

[議長 関田正民君 登壇]

○議長（関田正民君） おはようございます。

平成28年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、5月25日に東京市町村総合事務組合議会臨時会が東京自治会館で開催されました。

議事では、東京市町村総合事務組合議会の正副議長選挙が行われ、議長には昭島市議会議長、副議長には日の出町議会議長がそれぞれ就任いたしました。

また、監査委員の選任では、私が東大和市議会議長として議会選出の監査委員に就任いたしました。

平成28年度東京市町村総合事務組合一般会計補正予算（案）につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、5月26日に東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成27年度の会務報告の後、平成27年度歳入歳出決算について、報告どおり認定し、平成28年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

また、役員を選出につきましては、会長に石森八王子市長を、副会長には高野府中市長を選出いたしました。

次に、5月27日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告の後、平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算について、報告どおり認定し、平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

役員を選任では、平成28年度の役員として、会長に市川府中市議会議長などの役員を選任し、東大和市議会からは実川圭子議員が第1委員会の副委員長に選任されました。

また、総会決議として、三多摩上下水及び道路建設対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月30日に東京河川改修促進連盟理事会が調布市文化会館たづくりで開催されました。

議事では、平成27年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成28年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）並びに平成28年度分担金（案）を原案どおり可決いたしました。

また、第54回総会及び促進大会（案）を承認いたしました。

次に、5月31日に全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催されました。

議事では、会務報告の後、平成26年度全国市議会議長会各会計決算を報告どおり認定し、平成28年度同各会計予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、部会提出議案及び会長提出議案を審議し、全会一致で可決いたしました。

次に、6月6日に「北京市区人民代表大会友好代表团歓迎式及び歓迎夕食会」がホテルニューオータニ東京で行われました。

東京都特別区・市・町村議会友好交流事業として、東京都と北京市が隔年で日中相互に訪問して友好交流を行うものであり、東京都市議会議長会の副会長として参加いたしました。

次に、6月7日に北京市区人民代表大会友好代表团来訪に伴う歓迎式典が昭島市役所で開催されました。

訪日中の北京市区人民代表大会友好代表团が東京都市議会議長会会長を表敬訪問した際の歓迎式典に、東京都市議会議長会の副会長として参加いたしました。

次に、7月14日に東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が調布市グリーンホールで開催されました。

議事では、平成27年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成28年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

促進大会では、大会宣言に続き、大会決議が採択されました。

次に、7月27日に東京都市議会議長会正副会長会議が昭島市役所で開催されました。

東京都市議会議長会の会長である昭島市議会議長のもと、東京都市議会議長会8月定例会の運営について調整を行いました。

次に、8月4日に東京都北多摩議長連絡協議会研修会が東京自治会館で開催されました。

研修会は、跡見学園女子大学教授の鍵屋一氏による「自治体の地域防災と災害時の議会、議員の役割」と題して講演が行われました。

次に、8月10日に東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年5月24日以降の会務報告のほか、都県提出議案として江東区から提出のありました「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する要望」を東京都市議会議長会理事会として承認いたしました。

理事会終了後に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認されました。

8月23日に東京市町村総合事務組合決算審査及び定期監査が東京自治会館で行われました。

平成27年度東京市町村総合事務組合一般会計及び2特別会計の事業実績について事務局より説明があり、残高照合、質疑応答の後、決算審査意見書の調整を行いました。

報告は以上ですが、ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[議 長 関田正民君 降壇]

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（関田正民君） 日程第4 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第45号議案から第50号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営について協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第10 第4号報告 平成27年度東大和市健全化判断比率について

○議長（関田正民君） 日程第10 第4号報告 平成27年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第4号報告 平成27年度東大和市健全化判断比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御説明申し上げるものですが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

4つの指標がありますが、標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等が負担する元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等が将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

また、4つの指標のうち、いずれか1つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

実質赤字比率は、一般会計の決算が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は12.69%であります。

連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計の決算収支の合計が黒字となっていることから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は17.69%であります。

次に、実質公債費比率であります。公債費の減額等によりマイナス2.3%となりました。なお、早期健全化基準は25.0%であります。

将来負担比率は、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなったことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成27年度決算におきましては、4つの指標全てが早期健全化基準以下となっており、また実質公債費比率等の数値は前年度の数値より改善されていることから、東大和市の財政は、これらの比率において健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 毎年伺っていますけれども、実質赤字比率から将来負担比率まで4項目ありますが、東大和の市財政が一番大変だったと思われる平成19年度においても実質赤字比率と連結実質赤字比率は数値がなかったということでしたが、将来負担比率は平成19年度、62.6%で、実質公債費比率は5.8%でした。実質公債費比率については、それがマイナス2.3%になっているということで、これは毎年毎年払う元利の償還金の額よりも、その財源として国などから措置される費用のほうが大きくなっているという理解でいいのかどうか伺います。

それから、将来負担比率については、数値がマイナスなので出ないということですが、毎年これ伺っていますので、数値を出すですと幾つになるのか、将来負担額は幾らなのか、それに充当される充当可能財源等の額は幾らなのか、控除後の負担額は幾らになるのか伺います。

○財政課長（川口荘一君） 平成27年度決算に基づきます健全化判断比率のうち、実質公債費比率の算定の内容ということでございますけれども、まず実質公債費比率におけます分子となる数値、これは公債費等の額となります。平成25、26、27の3カ年平均の公債費等の額ということで、平成27年度決算では、前年度と比較しまして約1億6,900万円減となる約13億4,500万円となっております。

また、この公債費等の額から控除財源となる普通交付税の基準財政需要額に算入されるような額、こちらが控除財源となっております。例えば都市計画税に関しましても、一部控除財源となるということで、この控除財源に関しましては、前年度比約300万円減の約16億8,600万円と今回の決算では算定されております。

そうしますと、分子の数値が13億4,500万円から16億8,600万円控除できることとなりますので、分子の数値がマイナスとなったということで、27年度決算の実質公債費比率はマイナス2.3%というふうに算定されたものでございます。

続きまして、将来負担比率でございますけれども、この比率の算定上の分子におけます、まず将来負担額でございます。前年度と比較しまして約1億2,600万円増の約275億2,700万円ということで算定されております。

また、この将来負担額から控除できます充当可能財源等、これにつきましては前年度比約3億600万円増の約314億1,300万円となっております。こうしますと、分子の額が将来負担額275億2,100万円から控除財源約314億1,300万円を控除することとなりますので、分子の数値がマイナスとなりまして、平成27年度決算における将来負担比率も算定されていないというような状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 議長、ちょっと答弁漏れ。算出するとすると幾らになるのかという、将来負担比率。

○財政課長（川口荘一君） 失礼いたしました。

将来負担比率の将来負担額から充当可能財源を控除した将来負担額のマイナスの額でございますけれども、約38億9,200万円マイナス、分子がマイナスの数値になりますので、将来負担比率は27年度決算におきましても算定されない状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ちょっと答弁漏れがありますので伺いたいんですが、昨年も算定されていないけれども、実際には計算すれば計算式に当てはめると幾らになるのかということで数値を伺っていると思いますので、平成27年度についても将来負担比率算定するとするとどれだけになるのかという数値をお願いします。

それから、昨年の答弁では、特に積み立て基金がふえていることから、市財政における持続可能性が保たれてきているという答弁でしたが、昨年と比べてこの積み立て基金の状況、充当可能財源等の中のですね、ほど

うなのか。

それから、昨年のこの市財政についての認識については維持されているのかどうか伺います。

○財政課長（川口荘一君） まず、将来負担比率は算定されないということになりますけれども、仮に算定した場合の比率ということでお答えのほうさせていただきます。

平成27年度の将来負担比率、マイナス数値となりますけれども、マイナスの26.6%ということで、算定する場合は数値のほうが定まるということでございます。

それと、続きまして、充当可能財源における基金の増ということでございますけれども、前年度決算と比較して、27年度、充当可能財源となる基金の増が約6億3,000万円ほど増加しておりますので、こういったことから、充当可能財源につきましても27年度決算では増加しております。

これらの数値の状況を踏まえて、市の財政状況ということでございますけれども、27年度におきましても引き続き、将来負担比率は算定されておりませんし、実質公債費比率もマイナスの数値が拡大したということで、財政の健全性の維持というものがなされているというような認識でございます。

しかしながら、平成27年度、28年度におきまして大規模な事業を市におきましては取り組んでおります。この事業の財源として、借入金というものが財源として、かなり多くのウエートを占めておりますので、この借入金の増加が今後の健全化判断比率に影響が及んでくるものというような認識も持っているところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第11 第5号報告 平成27年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（関田正民君） 日程第11 第5号報告 平成27年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 平成27年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御説明申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、資金不足比率の改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして、御説明申し上げます。

初めに下水道事業特別会計の資金不足比率であります。平成27年度決算において歳入が歳出に不足したことに伴い資金不足が生じたことから、資金不足比率は0.1%と算定されました。

次に、土地区画整理事業特別会計についてであります。平成27年度決算が黒字となり、資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄となっております。なお、これら比率における経営健全化基準は20.0%であります。

今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 下水道事業特別会計の資金不足比率について伺いますけれども、今回、下水道使用料3割値上げということがありました。この3割値上げ、市民に大きな影響を与えているわけですが、それとの関係で伺うわけですが、私が考えるに、一般会計からの繰出金を適正に出していれば資金不足は生じないということだと思います。このような資金不足に陥った要因について伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回の歳入の不足した要因でございますけれども、下水道使用料を見積もっている中で、計画した歳入が得られなかったということでございます。

下水道使用料は、御案内のように、水道局に上水の使用量の検査とか調査をしていただき、その使用量を排出量として計算しております。その計算月が区域によりまして奇数月、偶数月というふうにありますように、年度内、きちんと区切られたところで全てが27年度分の歳入だという確定ができて入ってまいります。そういったことの予測、会計年度の締めとぴったり来ない。出納整理期間にどの程度入るかといった見積もりを、もう少しシビアにしていればこのようなことは防げたというふうに考えております。

担当部署のほうで、そういったことをきちんと把握し、一般会計をお願いするというところを行っていただければ、このようなことは防げたと思っておりますので、今後は緊張感をもって経営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、見積もりの間違いとか、誤差が出たということが要因で、例年に比べて特段下水道事業特別会計が苦しかったということではないという理解でよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第12 第4号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（関田正民君） 日程第12 第4号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第4号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、武石修一郎委員の任期が平成28年9月30日をもって満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

御提案申し上げました武石修一郎氏は、市内の整骨院の副院長として活躍されている一方、平成20年4月から東大和市教育委員会委員を務めておられます。このことから、教育について豊富な経験と広い見識を有し、人望も厚く、保護者としての立場も有する武石修一郎氏を適任と考え、引き続き東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第4号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第51号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第13 第51号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第51号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、平成28年度東大和市一般会計補正予算（第2号）であります。

東京都知事の辞職に伴い、平成28年7月31日に執行されました東京都知事選挙に係る予算の補正であります。緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年7月4日において専決処分させていただいたものであります。

このため、同条第3項の規定に基づき、本議会におきまして御報告し、承認を求めるとでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,756万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億9,051万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第14款都支出金は、3,756万円の増額で、東京都知事選挙費委託金の計上であります。

次に、3ページの2の歳出であります。

第2款総務費は、3,756万円の増額で、東京都知事選挙費の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第51号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第14 第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

旧日立航空機株式会社変電所につきましては、平成7年に市の文化財として指定を受け、今では貴重な戦災建造物として市の平和事業の中心施設に位置づけられております。今後も恒久平和への願いの象徴として、後世にわたり活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、この変電所は長らく大規模な修繕等を行っておりませんので、その保存を図っていくためには多額の資金を必要とする状況でございます。このため、ふるさと納税制度による寄附金等を活用し、必要な資金を積み立て、変電所の保存等の経費の財源に充てるため、基金の設置条例の制定を御提案申し上げるものであります。

それでは内容につきまして、御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定であります。恒久平和への願いの象徴としての旧日立航空機株式会社変電所につきまして、その保存等に必要資金を積み立てるため基金を設置するものであります。

第2条は、積み立ての規定で、積立額は寄附金の額や一般会計予算で定める額としております。

第3条は、管理の規定で、金融機関への預金のほか、最も確実かつ有利な有価証券による運用も可能とすることを定めております。

第4条は、運用益金の処理の規定で、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れることを定めております。

第5条は、繰替運用の規定で、柔軟に現金を調達するために一定の事項を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めております。

第6条は、処分の規定で、この基金の設置の趣旨である変電所の保存等の経費の財源として基金を処分することができることを定めております。

第7条は、市長への委任についての規定であります。

最後に附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第53号議案 東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第53号議案 東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、繰替運用に関する事項を明確にするために条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定で、他の基金条例の条文と整合性を図るために、所要の文言の整理をするものであります。

続いて、第2条及び第4条の改正につきましても、文言の整合性を図るためのものであります。

次に、第6条は、所要の文言の整理をし、第7条に繰り下げ、第5条も同様の改正をし、第6条に繰り下げしております。これは、新たに繰替運用の規定を追加するための改正であります。

新たに追加する第5条の規定は、柔軟に現金を調達するために、一定の事項を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第53号議案 東大和市財政調整基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第54号議案 東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第54号議案 東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、この基金の処分の規定を整備するために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定で、他の基金条例の条文と整合性を図るために、所要の文言の整理をするものであります。

第2条、第3条及び第5条の改正につきましても、文言の整合性を図るためのものであります。

次に、第6条を第7条に繰り下げ、新たに第6条を加える改正であります。

新たに追加する第6条の規定は、処分の規定で、基金を処分することができる場合を明確にするために追加するものであります。

追加する各号は、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合、市債の償還額が他の年度と比較して著しく多額となる場合、償還期限を繰り上げて市債の償還をする場合に、基金を処分することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第55号議案 東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第55号議案 東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、基金を効果的に活用することができるよう、この条例で定められている3つの基金を公共施設等整備基金として1つの基金に統合するために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、題名の改正であります。この条例の題名を東大和市公共施設等整備基金条例に改めるものであります。これは、この条例で定める基金を公共施設等整備基金として統合することに伴う改正であります。

次に、第1条は、設置の規定で、従来の施設整備等基金、東部土地区画整理事業関連施設整備等基金及び上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金の3つの基金を東大和市公共施設等整備基金とするために規

定を改めるものであります。

第2条は、積立ての規定で、積立額は寄附金の額や一般会計予算で定める額とするものであります。

第3条、第4条及び第5条の改正は、他の基金条例との文言の整合性を図るためのものであります。

次に、第6条を第7条に繰り下げ、新たに第6条を加える改正であります。

新たに追加する第6条の規定は、処分の規定で、基金を処分することができる場合を明確にするために追加するものであります。

追加する各号は、公用又は公共用に供する用地を取得する場合、公用又は公共用に供する施設の新築等をする場合、公用又は公共用に供する施設に附属する設備の更新等をする場合に、基金を処分することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間、休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 第56号議案 東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第56号議案 東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、積み立てた基金を緑化推進や緑地保全のみならず、環境負荷の低減等に必要な資金としても活用することができるよう、基金の設置目的の拡大を図るために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、題名の改正であります。この条例の題名を東大和市環境緑化基金条例に改めるものであります。これは、基金の設置目的の拡大に伴う改正であります。

次に、第1条は、設置の規定で、基金の名称を東大和市環境緑化基金とし、基金の設置目的に環境負荷の低減等を追加するものであります。

第2条は、積立ての規定で、積立額は寄附金の額や一般会計予算で定める額とするものであります。

第5条は、繰替運用の規定で、条文の内容に合わせて見出しを改めるものであります。

第6条は、処分の規定で、所要の文言の整理をするほか、基金を処分することができる場合を明確にするために規定を追加するものであります。

追加する各号は、自然環境の保護、市街地の緑化の推進のほか、資源の循環の推進や環境負荷の低減の財源としても基金を処分することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第57号議案 東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第57号議案 東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、積み立てた基金を文化関係の分野のみならず、スポーツの分野に必要な資金としても活用することができるよう、基金の設置目的の拡大を図るために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、題名の改正であります。この条例の題名を東大和市文化・スポーツ基金条例に改めるものであります。これは、基金の設置目的の拡大に伴う改正であります。

次に、第1条は、設置の規定で、基金の名称を東大和市文化・スポーツ基金とし、基金の設置目的にスポーツ活動等の推進を追加するものであります。

第2条は、積み立ての規定で、国の地方交付税制度が改正されていることに伴い、不要となる規定を削除するとともに、所要の文言の整理をするものであります。

第3条は、管理の規定で、金融機関への預金のほか、最も確実かつ有利な有価証券による運用も可能となるよう、必要な規定を追加するものであります。

第6条は、処分の規定で、所要の文言の整理をするほか、基金を処分することができる場合を明確にするために規定を追加するものであります。

追加する各号は、文化活動の振興、文化財の保存のほか、スポーツ活動の充実やスポーツ施設の整備等の財源としても基金を処分することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 1点伺います。

第3条のところで、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとした上で、2項で必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるという文言が今回加わったということですが、これはまちづくり文化基金条例だけではなくて、全ての基金条例についてこういう運用ができるように統一するという御説明でした。

今国民年金の基金から株式にどんどん突っ込んで、10兆円ぐらい赤字を出すという事態も生じて、社会的にも大問題になっていますので、ここは慎重でなくちゃならないと思っているわけですが、現実に金融機関への預金、その他最も確実、有利な方法により保管する以外の方法、つまり2項で定めた有利な有価証券にかえるということをこれまで東大和市の基金管理の中でしてきたのかどうか。

それから、今後こういう道に踏み出すということを今考えているのかどうか。その際、どういう点について市として留意すべきと考えているのかについて伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） ただいまの資金管理をしていく上での内容でございますけれども、まず、有価証券に今までそういうような運用をやったことがあるかということでございますが、東大和市の場合はございません。

今後でございますが、当然のごとく、仮に有価証券等の対応をするというときには、国債であったりというような内容で、安全性が最も高いというような判断がなければ、なかなかこの運用というのは管理上、難しいんじゃないかなというふうに思っています。

現時点では、基金の残高の内容にもよりますので、現行の運用の中では有価証券の内容を取り入れるということは考えているところではございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 1点、今回スポーツに改めて触れている部分について質問させていただきますけれども、これは将来的にオリンピック・パラリンピックに向けてのものになるのか、市の考え方を教えていただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 直近では、4年後に迫っておりますオリンピック・パラリンピック東京大会のことというのが浮かぶ部分はありますけれども、實際上、文化・スポーツの基金ということで、将来的に私どもが考えていますのは、スポーツ関係の施設の老朽化、こちらの整備というのが現在、公共施設の総合管理計画を策定中でございますが、かなりの費用がかかるという見通しを立てておりますので、そのようなことに向けて、ここで基金の整理をさせていただいた中で、スポーツという部分をここで取り入れたということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第57号議案 東大和市まちづくり文化基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第58号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 第58号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、繰替運用に関する事項を明確にするために条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定で、救助の対象を明確にするほか、所要の文言の整理をするものであります。

第2条は、積立ての規定で、積立額は寄附金の額や一般会計予算で定める額とするものであります。

第3条は、管理の規定で、金融機関への預金のほか、最も確実かつ有利な有価証券による運用も可能となるよう、必要な規定を追加するものであります。

第4条は、運用益金の規定で、所要の文言の整理をするものであります。

次に、第6条は、所要の文言の整理をし、第7条に繰り下げ、第5条も同様の改正をし、第6条に繰り下げしております。これは、新たに繰替運用の規定を追加するための改正であります。

新たに追加する第5条の規定は、柔軟に現金を調達するために、一定の事項を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めております。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第58号議案 東大和市市災救助基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第59号議案 東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 第59号議案 東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般会計予算に係る他の基金条例との整合性及び統一性を図るほか、この基金の処分の規定を整備するために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定で、表現を整理するために改めるものであります。長寿で健康的なまちづくりに資する、保健、福祉等に必要な資金を積み立てるため基金を設置することを定めるものであります。

第2条は、積立ての規定で、国の地方交付税制度が改正されていることに伴い、不要となる規定を削除するとともに、所要の文言の整理をするものであります。

第4条は、運用益金の処理の規定で、所要の文言の整理をするほか、運用益金の実情を踏まえ、公益法人の事業経費への充当に関する規定を削除するものであります。

第6条は、処分の規定で、所要の文言の整理をするほか、基金を処分することができる場合を明確にするために規定を追加するものであります。

追加する各号は、健康寿命を延ばすためや高齢者の社会参加及び生きがいづくりを図るための財源として基金を処分することができることを定めております。

最後に、附則であります、条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 東大和市長寿社会福祉基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第60号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第22 第60号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市第4次行政改革大綱推進計画の取り組みの一環として、手数料の見直しによる金額

の改定及び手数料を徴収する事務の廃止等を行うものであります。

今回、手数料を改定する事務は、住民基本台帳等に関するもの、戸籍等に関するもの、税に関するもの、その他であります。

内容につきまして御説明申し上げます。

今回は、別表を改正するものであります。まず、住民基本台帳等に関するものの部3の項、4の項、9の項及び10の項並びに戸籍等に関するものの部9の項を改正するものであります。これは、戸籍の附票の写しの交付、除かれた戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証の交付又は引替交付、印鑑登録証明書の交付、身分に関する証明の手数料の額を200円から300円に改めるものであります。

次に、税に関するものの部2の項の改正であります。これは、基幹系システムの更新に伴い、全ての税目を通じて未納がないことを証明する市税完納証明書の発行が可能となりますことから、納税に関する証明の項の備考に所要の文言を追加するものであります。

次に、税に関するものの部5の項の改正であります。これは、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明の手数料の額を、先ほどと同様に300円に改めるものであります。

次に、税に関するものの部6の項を削る改正であります。これは、近年、市民の利用の減少とインターネット等を利用した登記所への登記事項証明書等の請求手段があることを考慮して、土地台帳、または家屋台帳の閲覧制度を廃止することにより、該当する項を削るものであります。

次に、税に関するものの部7の項及び8の項の改正であります。これは、固定資産課税台帳の閲覧及び公図の写しの閲覧の手数料の額を300円に改めるものであります。

また、上記以外のものの部の改正も、その他各種証明及びその他公簿又は公文図書の閲覧の手数料の額を、他の改正と同様に300円とするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

なお、税に関するものの部2の項の改正規定につきましては、基幹系システムの更新日に合わせて同年1月1日とするものであります。

附則第2項は、適用区分に関する規定で、改正後の規定は、交付時に手数料を徴する印鑑登録証の交付又は引替交付を定める部分を除いて、条例の施行日以後に申請を受けるものから適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 今回のこの値上げに当たっての根拠となるような計算、数字というのはもう少し明確に示すことができるのかということと、もう一つは、今回値上げによってどれぐらい税収が見込めるのかという2点伺えればと思います。

○行政管理課長（木村 西君） 今回の改定に伴います明確な理由、根拠ということでございます。

金額といたしましては、原価計算を行いまして、改定をするか否かの判断をしてございます。この結果につきましては、10月以降となると思われますが、報告書としてお示しをする予定となっております。

また、改正に伴います影響額でございますが、今回の手数料の改正に伴う影響ということで、約338万円を

見込んでおります。年間でございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) 原価計算ということですが、簡単にどんな形でこの原価計算がなされているのかということをお聞きしたいということと、あと、これから今回改定を必要としなかった市民負担を求めることが今後も起きてはくと思うんですけども、これが今後、原価計算によって示されていくということとともに、以前から申し上げているように、その事業に対するフルコストという、事業別コストということをしてできる限り明確にしなが、市民の理解を得ていくべきだと考えるんですけども、その点についての今後の取り組みについてお教えてください。

○行政管理課長(木村 西君) 今回の原価計算の内容でございます。

使用料、手数料の見直しに当たりましては、東大和市では使用料、手数料の見直しに係る基本方針というものを策定しておりまして、その中で改定についての判断を行っております。その中では、手数料の原価計算といたしまして人件費、あるいは需用費、委託料、使用料及び賃借料その他ということで項目立てをいたしまして、これを決算額に当てはめて計算をしているものでございます。

この改定に当たりましては、ただいま申し上げました原価計算、それから他市との状況、それから激変緩和ということで3つの視点で改定をするかどうかというところで判断をしているものでございます。

それと、今後につきましてでございますが、現在、第4次行革大綱の中では、3年に1度、見直しをするということになってございます。この見直しに当たりましては、原価計算をする上では効果的な方法でサービスを行うことで原価を減らす、そういった努力をした上で設定をするというふうに基本方針の中でも定めておりますので、これらと照らし合わせて、今後の改定についても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 今原価計算の話があったんですけども、他市の状況を見てということですが、もちろんやっていることは、他市とそれほど変わらないと思いますので、他市と比較して、この改定後の同じ項目のところ、東大和市が他市と同じなのか、どれだけ高くなったのか、安いのかということをお教えください。

○市民課長(山田茂人君) 他市との比較という状況ということで御質問いただきました。

まず、戸籍の附票に関しましては、今26市の他市状況でございますが、300円が13市、250円が2市、200円が11市という状況でございます。

次に、印鑑登録証につきましては、300円が9市、250円が1市、200円10市、150円が1市、100円1市、ゼロ円が4市ということでございます。

印鑑登録に関する証明につきましては、300円13市、250円2市、200円11市という状況でございます。

それからあと、身分に関する証明につきましては、300円13市、250円2市、200円が11市という状況でございます。

その他の証明につきましては、300円13市、250円2市、200円が11市という状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今回の案で、特に戸籍の附票の写しの交付ですとか印鑑登録証明書の交付のところなんですけども、コンビニでも交付ができるということで、コンビニでやると150円ということにはなってますけれども、今までですと、手数料、窓口だと200円ということで、その差が50円ということだったんですけども、この改正をした場合には倍の金額になるということで、そのあたりについては市はどのようにお考えでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今回の見直しも、コンビニでの証明書等の交付についてもいろいろな検討をいたしました。その中で、コンビニの証明書等の交付については、まだ、ことし平成28年、始まったばかりという大変日が浅いという状況もございまして、今回の見直しの中では当然検討の対象にはいたしました。今後、コンビニでの証明書の交付を一段と推進をするということの中で、国のほうでもその策をとっておりますし、東大和市にとっても将来的な事務負担等のことを考えますと、コンビニ交付というのは非常に有効な方法でないかというふうな判断のもとに、このたびの見直しの中ではコンビニ交付の手数料についてはそのまま据え置くという結果にいたしました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市側のことで言えば、コンビニのほうに利用を促して行って、窓口のほうを減らしていくという方針だと思いますけども、やはり利用する市民の立場としては、コンビニでの交付ということにハードルを感じる市民の方も多いと思います。コンビニの利用者と窓口の利用者というのが、どういう方がそういう利用をしているのかというのの分析ですとか、そのあたりの議論があったのかなかったのか、利用する側の市民の側から見た利用について議論があったのか、教えてください。

○企画財政部長（並木俊則君） 当然のごとく、私たちの行う事務については、市民の方の利便性の向上というのを常に掲げてございます。この中で、今回はルールでいきますと、コンビニの証明書等の交付もここで見直しの結果を出したいという部分もございまして、いずれにしても、窓口での交付も現行のまま実施しておりますし、市民の利便性の向上ということで、より市民の方がコンビニ等での交付が、利用が価値があるということございまして、そちらを選択するということでございますので、私も利便性の向上を第一に考えた中で結果ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 伺います。

この29年度のタイミングで、あえて値上げに踏み切ろうというふうに判断した理由というのが、もう一つよくわからないので、御説明をいただきたいというふうに思うんです。

もう一つは、この新たな改定額の決め方なんですけれども、現行200円で300円にすると、原価が286円かかっているから、それに近くするんだというようなことが、平成27年度の使用料・手数料等の見直し結果報告書の中でも書かれているんですけども、一方で今、他の議員からも御指摘があったように、コンビニ交付であれば150円の手数料で済むと。これは原価との関係で言うと、これいつぞや他の議員からも質問がありましたけども、J-LISに支払う手数料というのが123円、1件当たりなので、それをカバーするぐらいの額にしてるんだという、こういうようなお話も過去にありました。

それを考えますと、つまり窓口で人力をかけて必要な書類を出してもらおうと、その差額、286円引く123円、だから163円ですか。163円、余分に人件費として手間をかけさせてしまう特別な利益、自分が必要なことをサービスを受けるために、特別な手間をかけさせるという、こういうことが成り立つのではないかというふうに思うんですけども。

大体、例えばここで出ている戸籍の附票の写しをいただくとか、そういうような場合というのは、多くの場合、ただ申請書に自分の名前を書いて、これくださいとやるだけじゃなくて、こういう家族の名前がこの書類の中に出てくるようにしたいから、どういう取り方をしたらいいんですかとか、やりとりがあって窓口で出してもらおうという感じになることが多いかと思うんですね。そうなったときに、その相談をする事務と

というのが、特別な利益を受けるための事務なのか、それともごく当たり前に誰でも提供されるべき、市が当然やるべき事務ですか、というような位置づけになるのかというのは、これはちょっとこの中では特別にそういう利益を与えられたというふうには、私はちょっと受け取れないというふうに思うんですが、その点、市はどういうふうに考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○行政管理課長（木村 西君） 1点目の今回の改定になった理由でございます。

見直しにつきましては、昨年、平成27年度に一度行っておりますが、そのときには、国全体の動きといたしまして、社会保障・税番号制度の運用が開始されたこと、あるいは東大和市におきましては、住民票の写し等のコンビニエンス交付の準備が始まるようになっていたところで、市民生活への影響が見込まれていた状況でございます。

また、昨年の見直しの際には、消費税の引き上げが予定されていたことなどもありまして、社会情勢の変化も見込まれていたというような状況にございました。

このようなことから、平成29年の4月から改定後の料金を適用するというを視野に、平成28年度におきまして最終的な判断をするということになっていたものでございます。

今回、改めて見直しを行った結果、原価との比較、他市の状況等によりまして、昨年同様に改定が必要という判断に至ったものでございます。

また、住民票の写し等のコンビニエンスストア交付も予定どおり導入されておきまして、消費税につきましては平成29年4月の改定を見送る方針が出るなど、これらを総合的に判断いたしまして、今回の改定となったものでございます。

また、2点目の原価の計算でございます。

昨年の結果につきましては、公表しているところでございますが、今回、対象といたしました項目につきましては、再度、原価の計算をしたところでございます。

その中におきましては、今回10項目を改定の対象としておりますが、いずれも手数料の改定案、300円を超える原価となったものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今、御説明ありましたけど、28年2月に使用料・手数料等の見直し結果報告書というのが出されていて、そこでこの使用料、それからほか2つ、値上げ条例が出ていますけども、この結果報告書通りの値上げが行われるということです。

今29年4月にあえてなぜ値上げしたのかということで説明ありましたが、ここには消費税率の8%から10%への値上げが見込まれる、予定されている、社会情勢の変化も見込まれる、そうしたことを勘案して、今年度中に最終的に値上げするかどうかを判断を行うということで、今回、判断をして値上げを出してきたということだと思いますが、そうすると、消費税増税が見送られた、延期になったということは、それだけ国民の暮らしが厳しくなっているということから消費税増税が見送られ、しかも大規模な景気対策をやらぬといけないというふうに政府は認識している。それほど日本の経済と国民の暮らしは大変になっているという状況のもとで、わずか338万円の増収のために市民に負担をかける改定を行うという判断は、私はちょっとおかしいのではないかと思います、そこら辺についての見解をもう一度、伺います。

それから、例えば市民が東大和の市民であるということを証明してもらうために住民票等、発行してもらう。その原価として、人件費やそれから紙代や、それからシステムじゃなくて何て言うか、そういうさまざま

な……何て言うんだっけ。基幹システムなんかの費用ですか、そういうものを全部、寄ってたかって原価として、それを上回るから値上げをするんだというのは、到底市民の理解を得られないんじゃないかと。つまり、そういう原価計算、土地代と建物代を除いた全ての経費を市民の負担でカバーするんだという原価計算の考え方も、やはりこれは市民の理解を得られないんじゃないかというふうに考えますが、その点についての見解を伺います。

それから、3点目に、私、ちょっと今答弁伺って、重大だと思ったのは、私は平成28年2月に報告をされた使用料・手数料等の見直し結果報告書に基づいて今回値上げをされたというふうに思っていましたけれども、今の答弁によると、原価計算については新たにもう一度やり直したという答弁でした。それらについて、議会について一切報告されることなく、この条例が提出されるというのは、これは議会軽視ではないかと思いますが、この点についての見解を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） 今尾崎議員のほうから3点の質疑でございました。

1点目と3点目は、私のほうでお答えいたします。2点目は、行政管理課長のほうでお答えをいたします。

まず、1点目の消費税ですが、平成29年4月に8%から10%になるということが、平成27年度の段階でそのようなことがわかっていた部分で、1年前を見ますと、その時点では消費税については改正がされるんじゃないかというような前提に立っておりました。

その中で、消費税の改定がされるのであれば、私どもが今ここで見直しの結果をお示ししたわけですが、この手数料についても見直しの結果、消費税の動向等を判断をしないと、なかなか見直しの結果を出せないんじゃないかというのが大きな要因としてありました。

今ですから、8%のままですよというのがわかっておりますけど、昨年の1年前では、とてもじゃないけど、その結果というのはわかりませんでした。

そういうことがありまして、社会の経済の情勢を見まして、1年、もう一度考えるという結果にしまして、先ほど、お話にありました、わずか338万円ほどというふうなことでございましたが、この338万円といっても、わずかということ、私どもからすれば、財政運営をしてる中で財源をいろいろと調整、調達してる中では非常に大きな330万円でございます、見直しの結果、将来的にも、各市の状況からしても、200円を300円にするというようなことが求められるというようなことを判断材料といたしまして、今回、御提案を申し上げてる部分でございます。

そういうような状況の中で、原価につきましては、見直しをしたという部分で説明が足らなかったかもしれませんが、年度がかわっておりますので、人件費等をもう一度算式の中で、当然のごとく、1年後には数値等が変わっておりますので、また計算をし直したということの見直しでございますので、27年度に見直した内容を根底から覆して何かをしたということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目につきましては、行政管理課長から説明申し上げます。

○行政管理課長（木村 西君） 2点目でございます。市民の方が必要とするものに対して原価に全てをとるところのお話でございますが、見直しの際の基本的な考え方といたしまして、使用料・手数料につきましては、行政サービスのうち特定の人が利益を受けるものについて応分の対価をいただくものという考え方を持ってございます。

サービスを提供する際の経費につきましては、その多くが税金で賄われておりますので、特定の方が利用するサービスについて全額税金で賄うということは、利用する人としらない人の中での公平性が保てなくなるとい

うような考え方もございます。

このようなことから、その特定のサービスを利用する際の行政コストといたしまして、原価を計算して、改定の判断をするものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 3点とも、私は納得はできないんですが、1点だけ伺います。

今度の値上げの根拠は、1つは原価計算、それからもう一つは他市との関係、それから3つ目に激変緩和というお話がありました。ですから、原価計算というのは、今度の改定案の最大の根拠なんです。ところが、これが示されていないというのが現状なんです。それを示さずにこの条例を、議会に示すことなく条例だけを通してくれということにはこれはならないんじゃないかということなんです。ちょっともう一度、この点については、議会にきちっとこれ示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 原価につきましては、今ここで見直しをお願いする部分は、いずれも人件費等が主な内容になりますけれど、それぞれ200円を300円にするものについては、原価については、その300円の部分につきましては、当然のごとく、計算上、全て300円以上になっている部分でございます。

内容によりましては、当然のごとく、土木関係の証明の手数料等につきましては、原価計算すると相当な金額に、単位が大きく、2桁ぐらい違うようなものも出てまいります。ただ、そこには、先ほどから申し上げておりますように、近隣市、26市の状況を踏まえた中での設定としておりますので、原価計算も1つの目安としておりますし、周辺市の、また26市の各手数料についても見てございますし、全体の社会情勢も反映した中でこのような状況判断によりまして、原価をもとにした中での手数料の単価をそれぞれ見直しの結果としてあらわしたということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○15番（和地仁美君） 今までの答弁を聞いていて、私も平成28年度の手数料・使用料の見直し結果の内容で、この手数料及びこの後もいろいろ見直しの議案出てますけれども、その資料を参考にしての取り組みだというふうに理解していたんですが、1点、お尋ねしたいのが、行政管理課長の御答弁の中に、再度、正確性を確認するために計算をし直したというふうに私は理解してるんですが、その結果が10月に出るということでしたけれども、原価のほうが高いという御答弁、何回か出てると思うので、示せるものについては原価を示していただいて、その上で行政サービスの妥当性と他市との比較というところで今回、手数料になったということをお示しいただいたほうが良いと思うので、原価高いという部分を出せるものであったら出していただいたほうが、市民の理解も得られるんじゃないかと思うので、よろしく願います。

○行政管理課長（木村 西君） 原価の額ということで、ただいまから申し上げたいと思います。

項目、10項目ございます。戸籍の附票の写しの交付でございますが、窓口交付で337.1円でございます。

続きまして、除かれた戸籍の附票の写しの交付でございます。同じく337.1円でございます。

印鑑登録証の交付または引替交付でございますが、439.0円でございます。

印鑑登録証明書の交付でございますが、337.3円でございます。

続きまして、身分に関する証明でございます。349.4円でございます。

固定資産課税台帳に記載されている事項の証明でございますが、311.9円でございます。

固定資産課税台帳の閲覧でございます。311.1円でございます。

公図の写しの閲覧でございます。484.5円でございます。

続きまして、その他各種証明でございますが、こちらにつきましては幾つかの項目がございますが、順に申し上げますと、行政境界証明発行手数料につきましては2,143.1円でございます。実績証明書発行手数料につきましては4,435.5円、市有地管理境界区域証明手数料につきましては2万5,956円などなど、2,000円から今申し上げました2万5,000円ほどの原価となっております。

最後に、その他公簿または公文図書の閲覧でございますが、632.3円となっております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきましたけども、今回の値上げというか、ことにつきましては、私自身、もう一つ見方として押さえておきたいなというふうな思いがございまして、まずは、コンビニが何で300円が半分になったか。極端に言えば、住民票と印鑑証明、あるいは戸籍の附票等、電算で出るものは全てコンビニでとっていただきたい、これを目指すところの1つとして。

というのは、ほとんどの証明というのは、この3点で済むのかなというふうに思っております。そういうふうなことをすることによって、そこにいる職員は大幅に要らなくなるだろう。そして、それをほかの相談業務とか充実させるべきところに回すということが第1点、大きな目的の1つでございます。

そして、もう一つは、そういうふうなことをすることによって、市民の皆さん方にとっては、多分コストにふだんからATM等を利用している方々にとっては、そんなに抵抗なく、ほとんどの方が使えるのではないかなというふうに思います。

そして、逆に高齢の方については、逆にそういうところに行きにくいということで、私ども市役所のほうに来ていただく、高齢の方をどう対処していくかということ。そういう方面に対する見守りという言い方は語弊がありますけれどもね。直接接することができるというのが、非常にこれからは大切なんではないかなというふうに思っております。

ですから、そのようなものも含めて、それともう一つは、マイナンバー、これはいずれ普及せざるを得なくなる。普及じゃなくて、持たなきゃしょうがないというときに、そんな遠くないうちに来るのではないかなというふうに思っております。それをどう市役所、私ども市で活用するかということで、その事務で活用することによって、大きく削減というか、事務の簡素化ができるのではないか、あるいは効率化ができるのではないかなということもあります。

ですから、今すぐということではなくて、これから何年か先には、そういうふうな効果が大きく出てくるのではないかなというふうには思っていますし、それがどの程度成果があるかということも、何年かしたら結果として、その内容を皆さんにお示しすることによって、市民の皆さんが、それだったら、今回の例で言えば、コンビニに行って住民票をとろうよと、そういうふうな市民の方が大勢ふえていただければ、私どもにとっても、あるいは市民の皆さんにとっても、より必要とする業務に人がつくことができるということになりますので、これも大きな言い方をすれば市民との協働というふうなものにも結びついていくのではないかなというふうに思います。

こういうふうな、ちょっとしたことを、これからはどんどん積み重ねていくことが必要なんではないかなというふうに思って、そういう意味で、今回の値上げということで、値上げの部分だけでなく、先のほうも考えると、多くの市民にとってプラスになっていくものと私は確信をしているところです。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 第60号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本議案は、定期的に市民負担を見直していくとして、29年度に10項目の手数料の値上げを行うとしています。

政府は、29年度に予定されていた消費税増税を延期し、4兆1,000億円余りの補正予算を組んで、28兆円規模の景気対策を行うと発表したばかりです。負担増に耐えられないばかりか、大規模な景気対策を行わなくてはならないほど国民の暮らしが悪化しているからにほかなりません。

これほどの手当てをしなければいけないほどの景気後退の中で、機械的に市民負担をふやしていくということは市民生活の実相に照らして不適切だと考えます。

今回、提案されている手数料増収338万円、またこの後、提案されますプラネタリウムの値上げによる増収やテニスコートの利用料の増収なども入れますと数百万円となるかと思うんですけれども、市財政の強化を問題にするということであれば、大企業3社だけに2,500万円も値下げをした道路占用料をもとに戻し、東久留米市や狛江市のように、さらに適切な値上げを図るなど、負担能力のあるところに適切に財政負担を求めるべきではないでしょうか。

市民であることを証明するなどの業務は、公の基本的役割です。これを有料化すること自体に日本共産党は反対してきました。まして、そのランニングコストを全て市民に押しつけるための値上げには反対いたします。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第60号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第61号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第23 第61号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年4月に供用開始予定の給食センターにつきまして、その名称及び位置等に関する規定を整備するために条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、第1条の改正は、用語の整理を行うものであります。

第2条は、給食センターの名称及び位置の規定であります。これまで給食センターは、第一と第二の2カ所に設置されていたため、別表においてその名称及び位置を定めておりました。平成29年度からは、新しい給食センターに統合されることから、第2条を改正して名称及び位置を定めるものであります。

新しい給食センターの名称は、東大和市学校給食センター、位置は、東大和市桜が丘2丁目142番地の41であります。

第3条は、学校給食の対象の規定で、学校給食法による学校給食の定義を踏まえ、児童及び生徒と教職員を対象とするとともに、視察者等についても学校給食を食することができるように規定を整備するものであります。

第4条の改正及び第5条の改正は、表現の整理を行うものであります。

次に、新たに加える第5条の2は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、給食センターに配置する職員の規定を設けるものであります。

第6条の改正は、引用条項を改正するとともに、文言を整理するものであります。

第7条の改正は、文言を整理するとともに、給食センターが1カ所に統合されることから、不要となる項を削るものであります。

新たに加える第7条の2は、これまで教育委員会の規則で定めていた学校給食センター運営委員会の所掌事務等について、条例で定めるために規定を追加するものであります。

次に、2カ所の給食センターの名称及び位置を定めていた別表の規定ではありますが、統合により不要となることから削るものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を、新しい給食センターの供用開始予定日に合わせて平成29年4月1日とするものであります。

ただし、給食センターの供用開始に影響を与えない部分につきましては、公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） 2つの現在稼働している給食センターを統合するという点に関連してお伺いいたしますけれども、この新しい学校給食センターが運営されるようになって、旧学校給食センター、今稼働している2つの学校給食センター、これをその後、どう処置していくのかということに関連して、今現在どのようにお考えなのか。解体して、更地にしていくというようなスケジュールですとか、今後の利用をどのようにしていくのか、現在のお考えをお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 平成29年度4月1日に現在建設中の新学校給食センターが正式に稼働するという点の中で、現在の第一学校給食センター、第二学校給食センターのその後についてというところの部分で、特にその土地につきましては、現在市内の市有地等利活用検討委員会というものがございまして、そちらのほうで一つの項目として今検討している最中でございます。

状況としては、検討をしている部分が、現在他の市有地のほうも検討する優先の部分もございまして、そちらの優先する部分の土地につきまして先行しております。その部分につきましては、当然のごとく、ここで10月1日に開所いたします総合福祉センターは〜とふる、そちらの関係でみのり福祉園のほうがそちらのほうに移行するという点の中で、優先順位としては、みのり福祉園の土地についてを今最優先で検討をし、何かしらの結果を出したいというふうな思っていますので、その次に給食センターのというふうな段取りで今検討している最中ということで、その内容につきましては、まだ決定している部分は現時点ではございませんが、検討項目の重要な部分ということの中では、項目、議題としてなっているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第62号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 第62号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、第60号議案においても御説明いたしましたが、東大和市第4次行政改革大綱推進計画の取り組みの一環として、体育施設のうち東大和市上仲原公園テニスコートの利用料金の上限の見直しによる金額の改定をするために条例の改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第5、（5）の項は、東大和市上仲原公園テニスコートの利用料金の上限額を定めるものでございますが、その額について、おとなは600円を800円に、こどもは300円を400円にそれぞれ改めるものであります。

最後に、附則であります。附則第1項は、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

附則第2項は、適用区分の規定で、改正後の規定は条例の施行の日以後に行う申請に係る承認について適用することを定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 1点、お伺いします。

この体育施設等の利用料の値上げによって、その影響を受ける対象者の人数や、また増収の見込み額などについて、試算がありましたら教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） この料金改定の上限額の改定に伴う額でございますが、実はこの料金につきましては、他の近隣市、立川市が800円、小平市が1,500円、東村山市が900円、武蔵村山市が1,020円と時間単価になってございます。仮に当市の600円を上限額を800円にかえた場合も、他市と比較した中でも比較的低い水準であることから、利用の影響は少ないものと考えてございます。

また、金額につきましては、平成27年度実績でございますが、115万9,800円の増と、このように計算してございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 第62号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本議案は、上仲原公園テニスコートの利用料を33%引き上げ、年7,000件余り、推測するに、およそ2万人前後の利用者に新たに負担増を求めるものとなります。

第1に、第60号議案、手数料値上げ条例の反対討論でも述べたとおり、市民にこれ以上の負担増を求めるべきではないものと考えます。

さらに言うならば、国や自治体が多額の費用を投じながら、オリンピック・パラリンピックの機運醸成、スポーツ振興を掲げております。その一方で、肝心の地元のスポーツ愛好者に利用を遠ざけるような値上げを求めるということは、政策的に矛盾をしていると言わざるを得ないのではないかと考えます。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第62号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 第63号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第25 第63号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、第62号議案と同様に、東大和市第4次行政改革大綱推進計画の取り組みの一環として、郷土博物館のプラネタリウムの観覧料の見直しによる金額の改定をするために、条例の改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表の規定は、映像学習室、すなわちプラネタリウムを観覧する場合の観覧料を定めるものでありますが、その料金をおとなの個人は200円を300円に、おとなの団体は100円を240円に、こどもの団体は50円を80円に、それぞれ改めるものであります。

なお、こどもの個人は現行どおり100円に据え置くものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 伺います。

プラネタリウムリニューアル後、26年、27年に当たるかと思いますが、利用者数と利用料収入の推移などについて教えていただければと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） プラネタリウムの利用者数でございます。

平成25年度が1万4,489人、平成26年度につきましては1万8,151人でございます。

観覧料の推移につきましては、現在のところ資料をお持ちしておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了してよろしいですか。

○1番（森田真一君） では、質問を変えまして、増収額の見込み、どれぐらいなのかということ伺いたと思います。それで、その際に、親子連れですとか、団体の利用者数への影響については検討されたのかということについても伺いたと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 利用料金を改定した場合の影響額についてでございますが、現行が27年度ベースで151万6,700円ですが、仮に同じ27年実績で改正をした場合は217万9,120円ですので、66万2,420円となります。大人とか団体とかの利用者の影響ということでございますが、大人につきましては、そのうち59万8,600円の増収と、子供は個人につきましては据え置きますので、影響はないと、このように考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 今回の改定につきまして、もう少し教育上の配慮を推し進めて、例えば小学生以下は思い切って例えば無料にすることや、また、一般は逆に反対にもう少し引き上げるなどの方策はとれなかったのか。本来であれば、機材入れかえの際に思い切った改定をすべきであったというふうに私どもは考えるわけなんですけども、今回の改定はどういった理念のもとに決定されたものなのかを伺いたと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回の改定につきましては、午前中もお話のありました使用料・手数料の見直しに係る基本方針、そちらに基づきまして、原価計算や近隣市との比較等を行いまして、見直しをし、改定を

する必要があると判断したところでございます。

プラネタリウムの利用料金につきましては、平成6年に開館して以来、初めての改定でございます。原価の計算をしたところ、大人の利用料金につきましては、304.5円となり、そこから大人の300円というのが導き出されたというところでございます。そうしますと、子供料金というのは大人の半額ということで、現行きておりますので、子供料金については150円となるところでございましたけれども、それについては他市において、子供の利用料金が100円のところが多いとか、多いということや、あと議員の言われるように、教育的配慮というのも考慮いたしまして、子供の料金については100円のままに据え置いたというところでございます。

機材の入れかえのときには、この見直しの基本方針というので、見直しを行っておりませんでしたので、今回の平成27年6月に策定をいたしました基本方針、それに基づいて計算をして、今回の改定に及んだものでございます。

このような考え方によりまして、今回必要最低限の改定をさせていただくというところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今お話のありました原価なんですけど、この算出方法というか、入場者がふえれば、この原価は下がっていくということなんではないでしょうか。それとも原価は入場者にかかわらず、その投影をすれば、それだけかかるということなのではないでしょうか。そのあたりを教えていただきたいのと。

あと、値上げをすることで、先ほど金額がアップするということだったの御答弁もありましたけれども、値上げをすることで入場者数が、例えば値上げをすることで少し減ってしまうとか、またふえるかもしれないとか、その見込みについても教えてください。

○社会教育課長(村上敏彰君) 博物館利用者数の集客人数でございますけども、原価計算におきましては、必要な人件費、あと年間維持管理費で、あと博物館のプラネタリウムを全投影9割、集客目標を90%として見込んでございます。実際、夏番組等で人気のある番組もございますが、現行ではそれを下回っている番組等もございますので、集客をほぼ9割と見込んで、この原価を計算してございます。

以上でございます。

○社会教育部長(小俣 学君) 今議員の御質問であります2点目の値上げ、改定をすることで利用者が減るんじゃないかという御心配ということでございますけども、今回改定をした後の金額におきましても、他市状況を見ますと、まだ低い水準にある状況でございます。ただ私ども担当部としましても、改定をした後におきましても、これまで以上に魅力のある内容にしていきまして、遠方からも見ていただく、見に来ていただくというような内容にしていききたいと、努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 東大和市のプラネタリウムは非常にメガスターという、非常によい機械が入っているわけですね。料金を上げることにしましては、別にどうこう言うわけじゃないんですけども、それ以上に他市からたくさん人が来てほしいと思っているんですよ。そのためにやっぱり宣伝ってすごく必要だと思うんですね。やっぱりそうすると収益がすごく、収益状況がよくなると思うので、それに関してどのような対策をとっておりますでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 郷土博物館のプラネタリウムの入れかえに合わせまして、実は昨年とその前で、近隣市の教育長会のほうに私どもがお邪魔をいたしまして、教育長会が始まる前にメガスターのPRをさせていただきまして、ぜひ市で、学習投影でうちのプラネタリウムを利用してほしいということを2年間続

けてPRしてまいりました。その結果、これまで利用がなかった学校から幾つか来ていただくような実績もございまして、今後も引き続き近隣市へのPRを続けていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 非常に子供にとって料金据え置きなんで、たくさん来てもらわないと収益改善しないと思うんですけども、大人の分が今度上がるということで、今度大人の人が逆に他市から来てくれば、もっともって収益が上がると思うんですね。そのあたりについて、今後どのように宣伝等をしていくのかを教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 大人の集客ということでございますが、実はプラネタリウムのポスターにつきまして、メガスターⅡBということと、大平貴之さんがおつくりになったということが有名なことですので、ただ事業のPRのポスターではなく、大平貴之さんとメガスターを強調したポスターを現在作成できないかということで、職員の中で検討してございます。こうしたポスターをつくることで、そちらを市外の類似館とか教育施設に展示してもらうことで、メガスターⅡBをPRしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 第63号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

まず、第一に、第60号議案、第62号議案で述べたのと同様の理由によって、これ以上の市民負担増には反対です。

市財政の強化を求めらるれば、大企業3社だけに値下げをした道路占用料をもとに戻すなど、負担能力のあるところに適切に負担を求めるときではないかと思えます。

そして、第2に、子供の個人の利用を据え置くのは当然として、年66万円程度の増収を当てにして値上げすることで、結果として親子連れ、学校教育などの団体利用を遠ざけるおそれがあるということも考え、反対をするものです。

以上です。

〔1番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第63号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第64号議案 東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例

○議長（関田正民君） 日程第26 第64号議案 東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年10月1日に開設されます東大和市総合福祉センター は～とふるにおきまして、心身障害者及び保護者等が利用できる集会室が整備されますことから、同年9月30日をもって、のぞみ集会所を廃止することといたします。このため条例を廃止するものであります。

附則であります、条例の施行日を平成28年10月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○2番（尾崎利一君） のぞみ集会所については老朽化もして、車椅子で入れないとか、冷房が余りきかないとかという話も聞いていますけれども、同時に利用されてきた方々から、荷物を置いてあって、それどうしたらいいかとかって話もあったやに伺っています。利用されてきた方々との話し合いの簡単な経緯と、それからその基本的理解がえられているかどうかという点について伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） のぞみ集会所の利用団体の皆様への説明等についてでございますが、ことしの3月29日に利用者懇談会を実施しております。その席でのぞみ集会所が9月末をもって廃止するというようなことをお伝えしながら、いろいろな荷物が置いてあるということでございますので、そちらのほうの整理等を依頼をいたしまして、御了承をいただいております。

そして、10月以降につきましては、総合福祉センターのほうの多目的集会室が設置されるということで、そちらのほうの御利用をいただくということで、御理解をいただいております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、は～とふるのほうも今ないわけで、これからできるわけですから、実際に使ってみたらさまざまな問題が出てくるとかっていうことも考えられますので、そうした利用者の方々については、今後も丁寧に相談に乗ったり、対応していただきたいと思いますが、その点について伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） のぞみ集会所の利用者の皆様からは、総合福祉センターに移った後も、のぞみ集会所と同様に使えるようにという御要望をいただいております。そうした中で、1つは障害者団体の皆様には優先的に御利用いただけるというようなルールづくり、それから使用料の免除、それから限られたスペースですけれども、物を置くような棚を集会所の壁面に設けて、それを御利用いただくというような形の配慮を予定しております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第65号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例

日程第28 第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第27 第65号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例、日程第28 第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました、第65号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例及び第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

初めに第65号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例についてでございます。

平成28年10月1日に開設されます東大和市総合福祉センター は～とふるにおきまして、現在みのり福祉園で行っております全ての事業が実施されますことから、同年9月30日をもちまして、みのり福祉園を閉園することといたします。このため条例を廃止するものであります。

附則であります、第1項は条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。第2項は、本廃止条例の施行前にみのり福祉園の事業を利用した者に係る使用料等の経過措置について定めるものであります。

続きまして、第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

みのり福祉園を閉園することに伴いまして、別表におけます、みのり福祉園嘱託医の報酬の項を削除するものであります。

附則であります、条例の施行日を平成28年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第65号議案 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第66号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第67号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第29 第67号議案 東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入では、平成27年度決算に基づく剰余金や、平成28年度普通交付税の金額が確定し、歳出におきましては、決算剰余金の一部について基金への積み立てを行い、また平成29年4月に開設を予定しています（仮称）上北台駅前小規模保育園の施設整備費や、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に向けて、ふるさと納税の寄附金を活用するための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

これらに加えて、債務負担行為の追加と、地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,263万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億2,314万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第8款の地方特例交付金は555万3,000円の減額で、交付額の決定に伴う減額であります。

第9款の地方交付税は4,016万1,000円の増額で、平成28年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第13款の国庫支出金は365万9,000円の減額で、学校施設環境改善交付金の減額等であります。

第14款の都支出金は2,817万3,000円の増額で、公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金の計上等であります。

第15款の財産収入は1,000円の増額で、旧日立航空機株式会社変電所基金利子の計上等であります。

第16款の寄附金は130万円の増額で、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る指定寄附金の計上等であります。

第17款の繰入金は4億5,531万1,000円の増額で、基金繰入金の増額と、平成27年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上等であります。

第18款の繰越金は10億7,326万1,000円の増額で、平成27年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第19款の諸収入は8,038万4,000円の増額で、平成27年度の精算に伴います過年度の国庫負担金の計上等であります。

第20款の市債は1億3,674万8,000円の減額で、小学校校舎外壁改修事業債及び臨時財政対策債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1億7,925万4,000円の増額で、ふるさと納税の寄附金の募集広告等に係る企画業務費の増額や、平成27年度の精算に伴います福祉関係返還金の計上等であります。

第3款の民生費は4,122万8,000円の増額で、介護サービス事業者支援等事業費及び小規模保育事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1,913万3,000円の増額で、予防事業費及び清掃管理事務費等の増額であります。

第7款の商工費は28万1,000円の増額で、観光推進事業費の増額であります。

第8款の土木費は2,906万円の増額で、道路補修事業費及び市内道路改良事業費の増額等であります。

第9款の消費費は626万5,000円の増額で、災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は3,328万3,000円の増額で、小中学校の環境整備事業費及びスポーツ振興事業費等の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第12款の諸支出金は12億2,412万7,000円の増額で、基金積立金（原資分）等の増額であります。決算剰余金の2分の1に当たる額を財政調整基金に積み立てし、その他、公共施設等整備基金の積み立てと、旧日立航空機株式会社変電所基金につきましても、寄附金の額を積み立てするものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加事項は、自動窓口受付システム賃借料で、期間は平成29年度から平成33年度までとし、限度額は131万4,000円であります。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

第七小学校校舎外壁改修事業及び第八小学校校舎外壁改修事業につきましては、主に国庫補助事業として採択されなかったことに伴いまして、それぞれ皆減するものであります。

また、臨時財政対策につきましては、発行可能額の確定に伴いまして、限度額を減額するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は555万3,000円の減額であります。平成28年度交付額の決定に伴いまして減額するものであります。

11ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税は4,016万1,000円の増額であります。平成28年度の普通交付税の額が15億9,016万1,000円に決定しましたので、増額をするものであります。

13ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は365万9,000円の減額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は2,021万8,000円の増額であります。個人番号カード交付事業費補助金は2,021万8,000円の増額であります。地方公共団体情報システム機構への交付金に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は2,132万3,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は360万円の増額であります。地域介護・福祉空間整備推進交付金は360万円の計上ですが、介護サービス事業者の支援として行う介護ロボット等導入支援特別事業費補助金に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は1,772万3,000円の増額であります。

保育課の保育対策総合支援事業費補助金は1,515万8,000円の増額ですが、平成29年4月に開設が予定されます（仮称）上北駅前小規模保育園の施設整備等に係るものであります。青少年課の児童健全育成対策費補助金は256万5,000円の計上ですが、各学童保育所に設置しますパソコン等の電算機器の購入経費に係るものであります。

7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金は4,520万円の減額であります。学校施設環境改善交付金は4,520万円の皆減ですが、第七小学校及び第八小学校の校舎外壁改修工事等が国庫補助事業として採択されなかったことに伴うものであります。

15ページをお開きください。

14款都支出金、2項都補助金は2,817万3,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、2節総務管理費補助金は24万9,000円の増額であります。スポーツ振興等事業費補助金は24万9,000円の計上ですが、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成として、成人式で配布しますスポーツタオルの購入経費に係るものであります。

2目民生費都補助金は554万6,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は225万円の増額であります。

障害者施策推進包括補助事業補助金は225万円の増額ですが、グループホームの防災対策事業に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は329万6,000円の増額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は30万円の増額であります、(仮称)上北台駅前小規模保育園の非常通報装置の設置に係るものであります。保育課の待機児童解消区市町村支援事業等補助金は275万円の増額であります、(仮称)上北台駅前小規模保育園の施設整備に係るものであります。保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は24万6,000円の増額であります、認定こども園におけます対象職員数の増に伴うものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は15万9,000円の増額であります。

地域自殺対策強化交付金は15万9,000円の計上であります、こころの体温計事業等に係るものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は28万円の増額であります。東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金は28万円の計上であります、うまべえグッズ紹介冊子等の印刷製本費に係るものであります。

8目教育費都補助金は2,193万9,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は1,828万5,000円の増額であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金は1,828万5,000円の計上であります、第七小学校及び第八小学校の校舎外壁改修工事が都補助金の対象事業となったことによるものであります。

5節保健体育費補助金は359万2,000円の増額であります。

スポーツ振興等事業費補助金は359万2,000円の増額であります、車椅子バスケットボールの普及・体験教室の開催経費等に係るものであります。

6節幼稚園費補助金は6万2,000円の増額であります。被災幼児就園支援事業補助金は6万2,000円の計上であります、東日本大震災の被災児童の就園奨励費に係るものであります。

17ページをお開きください。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金は1,000円の増額であります。

施設整備等基金利子は30万4,000円の減額、公共施設等整備基金利子は30万4,000円の計上であります、いずれも公共施設整備基金条例の一部改正に伴うものであります。旧日立航空機株式会社変電所基金利子は1,000円の計上であります、当該基金条例の制定に伴いまして、科目存置をするものであります。

19ページをお開きください。

16款1項寄附金は130万円の増額であります。

1目1節一般寄附金は50万円の増額であります、ふるさと納税の寄附金のうち、一般寄附金として受け入れるものであります。

2目1節指定寄附金は80万円の計上であります、ふるさと納税の寄附金のうち旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金として受け入れるものであります。

21ページをお開きください。

17款繰入金金は4億5,531万1,000円の増額であります。

1項基金繰入金金は2億4,753万8,000円の増額であります。

1目1節財政調整基金繰入金金は7,915万5,000円の減額であります。補正予算第3号の財源調整として財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

2目1節一般会計減債基金繰入金金は6,000万円の減額であります。平成27年度の決算剰余金の確定等に伴い

まして、一般会計減債基金のとりくずしを皆減するものであります。

3目1節施設整備等基金繰入金は3億8,662万円の増額であります。施設整備等基金とりくずしは3億8,662万円の増額であります。公共施設整備基金条例の一部改正によりまして、廃止します施設整備等基金の積み立て残額を、新たに設置します公共施設等整備基金に積みかえるために増額するものであります。

5目1節上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金繰入金は7万3,000円の計上であります。上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金とりくずしは7万3,000円の計上ですが、公共施設整備基金条例の一部改正によりまして、廃止します上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金の積み立て残額を、新たに設置します公共施設等整備基金に積みかえるために計上するものであります。

2項特別会計繰入金は2億777万3,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は8,800万8,000円の計上であります。平成27年度の精算に伴いまして計上するものであります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は8,906万5,000円の計上であります。平成27年度の精算に伴いまして計上するものであります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,070万円の計上であります。平成27年度の精算に伴いまして計上するものであります。

23ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目1節繰越金は10億7,326万1,000円の増額であります。平成27年度の決算剰余金の確定に伴いまして増額をするものであります。

25ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は8,038万4,000円の増額であります。

1目1節の雑入は340万円の増額であります。

青少年課の自治総合センターコミュニティ助成金は100万円の計上ですが、親子バスケットボール教室の開催事業に係るものであります。市民生活課の自治総合センターコミュニティ助成金は240万円の計上ですが、自治会用の備品購入費に係るものであります。

4目過年度収入、1節国庫負担金は7,698万4,000円の計上であります。子育て支援課の過年度児童手当国庫負担金は699万円の計上、生活福祉課の過年度生活保護費国庫負担金は6,999万4,000円の計上ですが、いずれも平成27年度の精算に伴います過年度収入であります。

27ページをお開きください。

20款1項市債は1億3,674万8,000円の減額であります。

6目教育債1節小学校債は5,480万円の減額であります。第七小学校校舎外壁改修事業債は2,830万円の減額、第八小学校校舎外壁改修事業債は2,650万円の減額ありますが、いずれの事業債も国庫補助事業として採択されなかったことなどに伴い、皆減するものであります。

9目1節臨時財政対策債は8,194万8,000円の減額であります。平成28年度の発行可能額の確定に伴いまして、減額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は15億3,263万1,000円の増額で、補正後の予算額は340億2,314万4,000円となるものであります。

29ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1億7,925万4,000円の増額であります。

1項総務管理費は1億5,644万2,000円の増額であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は653万4,000円の増額であります。庁舎会議棟の内外装改修工事費の計上であります。

7目企画費、1の企画業務費は111万3,000円の増額であります。成人式で配布しますスポーツタオルの購入経費や、ふるさと納税の寄附金の募集ポスターや納付等に係る経費の増額であります。

10目電算管理費、1の情報システム管理・運営事業費は50万4,000円の増額であります。新学校給食センター等に係る通信サービス費の増額であります。

31ページをお開きください。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は103万8,000円の増額であります。指定管理者に支払います舞台音響設備更新工事等に伴う休館日に係る営業補償費の計上であります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は250万円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

13目市民センター費は70万1,000円の増額であります。

7の南街市民センター管理費は49万8,000円の増額。

12の新堀地区会館管理費は20万3,000円の増額であります。いずれも施設修繕料の増額であります。

15目諸費は1億4,405万2,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,000万円の増額であります。平成28年度中の還付金を見込み計上するものであります。

次に、2の福祉関係返還金から、次の34ページをお開きください。

11の衛生関係返還金までであります。7課分の合計は1億3,405万2,000円で、平成27年度の精算に伴います返還金であります。

次に、その下の項になりますが、2項徴税費は259万4,000円であります。

1目税務総務費、2の課税管理事務費は9万3,000円の増額であります。自動窓口受付システム賃借料の計上であります。

2目賦課徴収費、1の賦課事務費は250万1,000円の増額であります。市民税・個人の特別徴収税額通知に係る基幹系システムプログラム修正委託料の計上であります。

35ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4の個人番号カード交付関係事務費は2,021万8,000円の増額であります。地方公共団体情報システム機構交付金の増額であります。

37ページをお開きください。

3款民生費は4,122万8,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1,259万2,000円の増額であります。1目社会福祉総務費は310万1,000円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は23万2,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

4の介護保険事業特別会計繰出金は30万9,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うも

のであります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は367万2,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

次に、21の社会福祉法人等指導検査事務費は3万円の増額であります。普通旅費等の増額であります。

3目老人福祉費、10の介護サービス事業者支援等事業費は360万円の増額であります。介護ロボット等導入支援特別事業費補助金の計上で、4施設分であります。

4目障害者福祉費は1,209万3,000円の増額であります。3ののぞみ集会所運営費は759万3,000円の増額であります。のぞみ集会所解体等工事費の計上であります。

39ページをお開きください。

4の自立支援給付費事業費は450万円の増額であります。グループホームの防災対策事業補助金の計上で、15施設分であります。

2項児童福祉費は2,863万6,000円の増額であります。2目児童措置費は2,041万1,000円の増額であります。

6の認定こども園事業費は86万1,000円の増額であります。保育士宿舍借上補助金の増額であります。

7の小規模保育事業費は1,955万円の増額であります。平成29年4月の開設を予定します(仮称)上北台駅前小規模保育園の施設整備補助金等の増額であります。

4目子育て支援費、1の子ども家庭支援センター運営費は298万4,000円の増額であります。子ども家庭支援センターの門扉設置等工事費の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は524万1,000円の増額であります。各学童保育所の環境改善を図るために整備します電算機器等購入費の計上等であります。

41ページをお開きください。

4款衛生費は1,913万3,000円の増額であります。

1項保健衛生費は1,878万2,000円の増額であります。

2目予防費、1の予防事業費は1,301万7,000円の増額であります。平成28年10月からB型肝炎予防接種が定期予防接種になることに伴います予防接種委託料等の増額であります。

7目環境保全費、5の自然保護事業費は576万5,000円の増額であります。奈良橋緑地の樹木強剪定等整備委託料の計上であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、2の清掃管理事務費は35万1,000円の増額であります。ごみ分別アプリケーション導入業務委託料等の計上であります。

43ページをお開きください。

7款1項商工費、3目観光費、1の観光推進事業費は28万1,000円の増額であります。うまべえグッズ紹介冊子等に係る印刷製本費の増額であります。

45ページをお開きください。

8款土木費は2,906万円の増額であります。

2項道路橋りょう費は3,120万円の増額であります。

1目道路維持費、4の道路補修事業費は1,500万円の増額であります。平成28年度中の道路補修費を見込み増額するものであります。

2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は1,620万円の増額であります。市道第557号線排水管移設

工事費の計上であります。

3項都市計画費は214万円の減額であります。

1目都市計画総務費、3の土地計画事務費は10万4,000円の増額であります、地域交通に係る講演会の講師謝礼の計上であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は224万4,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

47ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、1の災害対策事業費は626万5,000円の増額であります、災害対策用備蓄品としての医薬材料費と、心電図モニタリングセット購入費の計上であります。

49ページをお開きください。

10款教育費は3,328万3,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費、11の教育指導管理事務費は77万6,000円の増額であります、嘱託員社会保険料の計上等であります。

2項小学校費、1目学校管理費は2,080万2,000円の増額であります。

1の小学校運営費は682万9,000円の増額であります、全10校の防火設備定期検査委託料及び第九小学校の放送調整卓購入費の計上であります。

2の小学校環境整備事業費は1,397万3,000円の増額であります、第二小学校プール循環配管等改修工事費及び小学校3校分になりますが、体育館雨樋等改修工事費の計上等であります。

3項中学校費、1目学校管理費は425万3,000円の増額であります。

1の中学校運営費は173万円の増額であります、全5校の防火設備定期検査委託料の計上であります。

51ページをお開きください。

2の中学校環境整備事業費は252万3,000円の増額であります、第五中学校の体育館雨樋等改修工事費の計上であります。

4項社会教育費は554万8,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、11の青少年対策事業費は145万2,000円の増額であります、親子バスケットボール教室開催事業費補助金の計上であります。

2目公民館費は197万4,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は24万9,000円の増額であります、防火設備定期検査委託料の計上であります。

3の狭山公民館事業費は77万8,000円の増額。

4の蔵敷公民館事業費は94万7,000円の増額であります、いずれも施設修繕料の増額と防火設備定期検査委託料の計上であります。

53ページをお開きください。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は189万9,000円の増額であります、施設修繕料の増額及びブラインド・カーテン取替工事費等の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は22万3,000円の増額であります、防火設備定期検査委託料の計上であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は190万4,000円の増額であります、車椅

子バスケットボールの普及・体験教室におけるゲームベスト購入費等の増額や、上仲原公園野球場の開放に係る業務委託料の計上であります。

55ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費は12億2,412万7,000円の増額であります。

1の基金積立金（原資分）は12億2,412万6,000円の増額であります。財政調整基金につきましては、平成27年度の決算剰余金が確定したことによりまして、その2分の1に相当する額、6億3,663万1,000円を積み立てするものであります。

次に、公共施設等整備基金であります。公共施設整備基金条例の一部改正による新設の基金であります。同条例の一部改正により廃止します施設整備等基金及び上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金の残高分と、決算剰余金の一部の2億円を加えた5億8,669万5,000円を積み立てするものであります。

次の旧日立航空機株式会社変電所基金につきましても、新設の基金であります。歳入で計上します変電所の保存等に係る寄附金80万円を積み立てするものであります。

2の基金積立金（利息分）は1,000円の増額であります。旧日立航空機株式会社変電所基金利息の積み立てなどであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は15億3,263万1,000円の増額で、補正後の予算額は340億2,314万4,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 14ページの学校施設環境改善交付金の皆減について、1つは伺います。

昨年ですか、学校給食センターについて、この学校施設改善交付金が採択されなかったと。今回は、今度は七小と八小の外壁工事という、学校耐震化にかかわる事業についてまで、交付金が採択されなかったということは、極めて残念です。昨年、不採択になった段階で、やまとみどりさんと一緒に、この学校施設改善交付金の確保を求める意見書案を提出したわけですけれども、これがこの議会で否決されたことは大変残念だったと考えざるを得ません。

それで、伺いますけれども、8月26日に閣議決定された第2次補正予算案によると、学校施設等の環境整備（耐震化・老朽化対策等）に2,024億円が補正され、そのうち公立学校等に1,407億円が充てられています。震災時等に避難所として地域住民の安全・安心を守る学校施設等の防災機能を強化するため、耐震化や老朽化対策、バリアフリー化やトイレ洋式化、空調設置等を推進するというふうにされています。この平成28年度の国の当初予算では、公立学校施設整備負担金が426億円、学校施設環境改善交付金が282億円でしたから、今回の国の補正額は当初予算の2倍の規模になる、大変大きな補正になります。確認したところ、この補正が組まれた原因として、今回不採択になったものが多かったということが、その理由に挙げられているということです。

ので、これは改めて交付金申請をして、財源を確保するという対策についてとるべきではないかと思いますが、この点についての見解を伺います。

それから、22ページ、特別会計繰入金のところ、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療特別会計、3つの特別会計からの繰入金がありますが、先ほどの御説明では、平成27年度決算で一般会計から各会計へ繰り出していた金額、これが確定をして、それを戻してもらったと、精算したんだという御説明でした。そうすると、これらの繰入金について、その詳細、中身ですね。特別会計への繰入金といっても、中身がいろいろあると思いますので、その中身について、内訳について伺います。

それから、40ページの小規模保育事業費で上北台に小規模保育所をつくるということですが、これについては対象年齢と、それぞれの年齢ごとの定員がどうなっているのか。それから、以前、桜が丘については連携保育園があるということで、3歳になったらそこへ入れるようになっていたということでしたが、その点などについて伺います。

○市長（尾崎保夫君） 最初に、交付金の関係で補正ということですが、そういうのは、もう本当にうちのほうの職員、非常に一生懸命、もうウの目タカの目で、どこからお金を持ってくるかということでやっていますね。言われるまでもなく、もう昔からやっています。もちろん、市長会でも去年からやっていますね。当然、直接代表のほう、向こうへ出向きまして、一生懸命、簡単に言うと交付金をふやしてくれということでやっています。その結果として、国のほうも今回の補正ということであったんではないかなというふうにも思えるところがございます。これからも言われるまでもなく、一生懸命歳入確保に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 国の閣議決定を受けた追加の申請をしてはどうかというお話でございますが、国のほうのルールで、契約した、あるいは着工したという段階で、それは再度の申請はできない仕組みとなっております。そういうことで、今回の28年度の事業につきましては、不採択という段階で、庁内で御相談をさせていただき、こちらはやはり子供たちの安全・安心にかかわる防災の事業であるということで、計画的に進める必要があること、また夏休みの期間に取りかからないと、事業が進まないということもございまして、財源の組み替えをさせていただいた中で、事業を進めるということにいたしました。

また、昨年度も都市教育長会、あるいは市長会もさまざまな働きかけを行った結果が今年度ということでございまして、今年度も市の教育長会は5月の23日、そして都の市長会では6月7日に緊急要請をされておりまして、その前には4月の25日の市長会では、東大和市長のほうから、会の中でも昨年度、そして今年度という結果を踏まえて、対応をするべきだという趣旨の御発言もございます。

私どもも東京都を通じて、着工しているものについても柔軟に認めてもらうような例外的なものというものもできないのかというような御相談もさせていただいておりますが、現状ではそのようなことは、見通しはまだ立っていないというところでございますが、これからもさまざまな事業を抱えておりますので、財源の確保ということには情報収集等努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書40ページ、小規模保育事業費、（仮称）上北台駅前小規模保育園について御質疑をいただきました。

まず、対象年齢でございます。対象年齢は1歳児が9人、2歳児が10人、合計19人を予定してございます。

続きまして、連携保育園でございます。3歳児以降につきましては、立野みどり保育園のほうで引き受けて

いただくと、連携させていただくということになっております。

以上でございます。

○保険年金課長（越中 洋君） 補正予算書21ページ、特別会計繰入金でございます。

国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、平成27年度の精算分といたしまして、法定内繰入金の未執行分及びその他の繰入金を一般会計へ繰り出すものでございます。

内訳といたしましては、職員給与費等繰入金分1,822万2,724円、出産育児一時金等繰入金分840万円、その他繰入金分6,138万5,276円、合計といたしまして、8,800万8,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、4項後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

平成27年度の決算におきまして、剰余金が生じたことによるものでございます。東京都後期高齢者医療広域連合の決定により、示されました広域連合納付金におきます剰余金、この分が6万7,814円、健康診査費等繰入金、こちらにつきましては、870万3,048円、保険料等の剰余金、これが174万6,350円、その他の繰入金2,373万380円、それぞれの剰余金及び広域連合からの負担金の返還金490万8,300円、こちらの中から平成27年度分精算分です。こちらの845万5,095円を差し引いた金額でございます。

以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 補正予算書22ページ、介護保険事業特別会計繰入金の内訳でございます。

介護給付費が約6,742万6,000円、地域支援事業費の介護予防分が159万円、同じく地域支援事業費の地域包括分が489万8,000円、職員給与費が506万9,000円、事務費が1,007万9,000円。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） まず、14ページの学校施設環境改善交付金についてですけれども、言うまでもなく一生懸命取り組んでいますというのは、大変評価すべきことだと思いますが、繰り返し4回、5回というと、議会が余り余計なことと言うなど聞こえかねませんので、慎重に御発言いただきたいというふうに思います。

それで、いずれにしても、そうすると、補正は組まれたけれども、これは使えないと、現状はね。東大和の場合使えないということですので、やはり当初予算できちっと必要なものを措置していただくと。もしくは、今学校教育部長から答弁いただいたように、既に契約をしても追加申請できるような措置をとってもらおうという柔軟な措置を求めなければ、がとられなければ、大規模に補正予算は組まれたけれども、なかなか使えないというふうに受けとめました。そういう点では、当初からの確実な財源確保が必要なんだというふうに思いました。

それから、40ページですけれども、小規模保育事業で1歳9人、2歳10人ということですが、ゼロ歳児については、これはここでは預からない、預かれないということなのか、それとも今後調整の可能性はあるのか、そこら辺について伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど申し上げたとおり、1歳と2歳児で19人ということでございますけれども、ゼロ歳児につきましては、認可保育園に、保育所におきまして、当初で今の定員設定で、当初であきがあるというような状況でございますので、小規模保育におきましては、認可保育園で非常に需要の高い1歳、2歳児におきまして、そこを厚くするというところで協議いたしておりますので、当分の間はゼロ歳児は考えておられないようなところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 済みません、1点だけ。

この補正予算の説明書30ページなんですけれども、今までも議会で私も含め、多くの方がぜひ導入をと言っていた、ふるさと納税の具体的に動き出すなというのでわかったんですけれども、先日情報提供で、返礼品については商工会などと今何がいかというのを検討中ですという情報をいただいているんですけれども、こちらは寄附者返礼品12万5,000円、予算が補正予算上に計上されてますが、これはどのような、いかほどの商品を幾つぐらいというので、予算立てしているのかってというのが何かあるのか。もしくは、予算ありきで、これで商品を決めて買えるだけということなのか、そこら辺を教えていただきたいのと、12の④番の手数料のところ、ポータルサイト手数料とクレジット納付手数料ってところで1万5,000円と1万円計上あるんですけれども、ここの仕組みというか、手数料の仕組みについて簡単でも構いませんので、概要を御説明いただけたらと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 補正予算書の30ページになります。企画業務費の関係でございます。

ふるさと納税という形で、新たな取り組みをしていくわけでございますけれども、まず報償費の寄附者返礼品12万5,000円でございます。こちらの一般寄附と変電所に伴う寄附ということで、歳入のほうで組まさせていただきます。一般寄附を50万円、ここで見込んでいるところでございますけれども、1万円当たり2,500円相当の返礼品を今用意しようというふうに考えているところでございます。これは一般寄附に限った内容でございます。それは商工会等と調整しまして、今商品を調整して決めていく方向ではあるんですけれども、検討中ということになっております。

続きまして、手数料の関係でございます。

ポータルサイト手数料が1万5,000円、クレジット納付手数料が1万円ということで計上させていただいておりますけれども、受入体制の充実を図るという視点から、ふるさと納税を専門でやってますポータルサイトを、手数料を払って窓口ということで扱っていきいたいというふうに思っております。

それとあわせて、ポータルサイトというのは、ふるさと納税の例えば御案内をするだけですので、クレジットカードに伴う決済は、そこではできません。それにポータルサイトに合わせた形でクレジットカード決済できるように、その手数料を計上させていただいております。ですので、ポータルサイトというものと、クレジットカード決済用の納付手数料、あるいは委託料にも納付システム導入、そして使用料及び賃借料ありますけれども、システム使用料ということで、大きくポータルサイトとクレジットカード用の決済用のものが、大きく2つ新たに受入体制の充実ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） そうしましたら、返礼品のほうは一般寄附のふるさと納税に対する返礼ということで理解しましたが、変電所に対する寄附をされた方についての対応について、何か予定がありましたら、教えてください。

あと、クレジット納付手数料のことはわかったんですけれども、大抵のクレジット会社が業種別の料率を決めております。このふるさと納税の場合は、どういった料率になっていて、それで1万円という予算計上ですので、その料率で見るとどれぐらいクレジット納付を予想しているかっていうのを、割り返せばわかるのかと思いますので、このふるさと納税のクレジット会社の料率を教えてくださいと思います。

○市長（尾崎保夫君） まず、クレジット、お金を納めていただくということで、そういう手続はわかりやすいということで、今一生懸命進めてますけれども、返礼品については、今調整していますんで、ちょっとずつと先になるかなというふうに思いますけれども、まず10月1日からは、皆さん御存じのように、変電所です。ふるさ

と納税は、この変電所1本。10月1日付ではね。体制整いませんので。返礼品は予算化はしてございません。平和への熱い思いと共有する、この意識を、これが返礼品だということで、職員のほうも、ふるさとチョイスにどう載せるかということで、熱い思いということで、返礼品は載せたいというふうに言えば、「あ」だから、一番最初にヒットするんだらうというふうな、本当かどうかよくわからないんですけど、そんな話もありますけども、そういった意味では、ちょっと今までと違う形、いや、今までと違うんじゃないかと、ふるさと納税っていうのはそういうもんだと、熱いそういうふうな思いというか、そこでやっている、その事業に対する思いを寄附として、その事業に対してするということですから、私どものほうのやっている、東大和市でやっている平和のふるさとというか、変電所、この事業というのが、ふるさと納税の趣旨に本家本元、本流だというふうな思いです。職員ともども一生懸命やっていきますので、ぜひ皆さん方にもお力添えを、平和をとということですので、お力添えをいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

私のほうからは以上です。細かいところはまた。

○**企画財政部参事（田代雄己君）** クレジットカード決済の料率でございますけれども、取り扱う額の1%というのが手数料としてお支払いする額になっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 2点ほど質問させていただきます。

両方とも40ページですが、19のグループホーム防災対策事業補助金、具体的にどのようなことに使われるか、教えてください。

あと、一番下の学童保育所運営費の18、備品購入費ですけれども、電算機器等購入費ということなので、パソコンということでしたが、それを使って具体的な活用方法というですかね、どういうことに使うのか、教えてください。

○**障害福祉課長（小川則之君）** 補正予算書40ページ、グループホーム防災対策事業補助金の詳細でございますが、長崎市や新潟市でグループホームの火災が相次ぎましたため、消防法施行令が改正され、平成27年4月に施行されました。それに伴って、小規模なグループホームについても、自動火災報知設備の設置が義務づけられたということで、既存の施設については、平成30年3月までに設置するというふうにされましたので、市内のグループホームで対象となる15カ所に補助を行い、自動火災報知設備の設置を促すと、そういうものでございます。

以上です。

○**青少年課長（中村 修君）** 電算機器につきましては、パソコン一式、プリンター、デジカメ、SDメモリーは、各児童館に、施設のほうに順次したいと思っております。

以上でございます。（尾崎利一議員「何に使うの」と呼ぶ）

利用につきましては、庁内との連携を図るために、現在使っておりますシステムを導入しまして、緊急対応のときの情報を流すような形で発信したいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 今お答えいただいたので、大丈夫です。

○**4番（実川圭子君）** 32ページの市民協働事業費、自治会用備品購入費、具体的にどのようなものなのかということをお教えいただきたいと思ひます。

それから、42ページの予防事業費、今回B型肝炎の予防接種が定期接種になったということで、ゼロ歳児の

予防接種のものが非常に多いというのが、私は感じるんですが、このことについて、同時接種というのを進めているというようなことも聞いていますが、また同時接種をすることで、副反応の率が上がるというようなことも聞いてます。本市としては、どのようにそのあたり、同時接種についてのお考えをお聞かせください。

○市民生活課長（大法 努君） ただいまの市民協働事業費、自治会用備品購入費の御質疑に対しまして、お答えいたします。

こちらの助成事業は財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業といたしまして、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、それから、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上に寄与するものでございます。その中で今回の一般コミュニティ助成事業は、住民の皆様が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げる、そういったことを目指すものでございまして、地域コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に関する事業でございます。こちらにつきましては、8つの自治会の皆様から御要望をいただきまして、市が交付申請をいただきまして、4月に財団法人自治総合センターから交付決定を受けたものでございます。

例えば備品の内容でございますが、きね、白、あるいは集会用のテント、それからパソコン、プロジェクターなどを申請、こちらのほうを備品購入いたしまして、自治会の皆様に無償譲渡する予定でございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 予算書42ページ、B型肝炎予防接種についての御質疑でございます。

まず、対象につきましては、ゼロ歳児ということで、生後2カ月から1歳未満までの間に、ある程度の決められた期間において3回接種することとなっております。こちらの副反応についてでございますが、こちらは実施要領に基づきまして、副反応報告制度というものに基づき基準に照らし合わせて報告することとなっております。

同時接種につきましては、定期予防接種について予防接種を行う医師の判断により、同時接種について行うこととされておりますことから、今回のB型肝炎ワクチンにつきましても、特に同時接種についての限定する基準等については示されておられません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 42ページの予防事業費のほうの今の予防接種のことなんですが、それですと副反応についての説明ですとか、情報の提供はその接種をするときに個々の医師からということで、特に市からは情報の提供などは考えてないということよろしいでしょうか。ゼロ歳児対象ということで、初めてのお子さんとかに予防接種をするときに、判断を親として聞かれるわけなんですけれども、そういった情報がやはりしっかりしていないと、判断にも迷うと思いますので、そのあたりの市からの情報提供についてはいかがしていくか、お伺いします。

○健康課長（志村明子君） 予防接種の対象となるお子様への保護者の方への通知についてでございますけれども、ほかの定期予防接種と同様、副反応についての説明を盛り込んだ通知のほうを配送する予定で準備のほうを進めてございます。

同時接種につきましては、接種をします医師のいろいろなお考えと、また御家庭の御事情により、安全性を確認して保護者の負担を減らすために同時接種を医師のほうから保護者の方にお勧めする場合もございませ

で、同時接種については、市のほうは特にお母様への通知等には含めておりません。一般的なB型肝炎ワクチンの副反応については、通知の中でお示しし、情報提供のほうを図っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 幾つか教えてください。

38ページ、37ページ、老人福祉費で介護ロボット等導入支援特別事業費というのが出てますけれども、具体的にどのような介護ロボットを導入されるのかということが1点です。

あと、47ページ、消防費で心電図モニタリングセット購入費というのがありますけれども、これはどのようなもので、どのようなときにどこに設置されるのか、教えてください。

あと、50ページ、学校環境整備事業費で、1つ気になるのが三小の屋上防水工事がマイナスの金額についてるんですけれども、工事費でマイナスというのはどういうことなのか教えてください。

以上です。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 補正予算書38ページ、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金の介護ロボットの内容でございます。

先ほど4施設と説明をさせていただきましたが、4事業所のロボットでございますけれども、移動・医療支援というロボットで、いわゆるマッスルスーツのような、そういうロボットが1台、それから見守り支援のロボットで、こちらについては高齢者の方がベッドの上で動くときと反応するというふうなロボット。あと、壁につけて、その高齢者の方が動くときとわかるセンサー、そういうものを総称して3台ということで、計で4台のロボットでございます。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 予算書47ページ、災害対策事業費についての御質疑でございます。

心電図モニタリングセットの関係でございますが、現在もこの心電図モニタリングセットございまして、耐用年数等が過ぎてることから更新をするものでございますが、具体的には庁舎の備蓄倉庫に保管してありまして、災害対策時に医療救護所で活用するものでございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 予算書50ページ、小学校環境整備費の中の第三小学校屋上防水改修工事の減額でございますが、こちらにつきましては、入札の結果、契約額、こちらと予算額の差額でございます。既に工事が完了いたしましたので、ここで減額補正をいたします。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第68号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第30 第68号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度決算の剰余金が確定したこと、また平成27年度精算による国庫への返還金や一般会計繰出金の計上などが生じたことに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,958万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,676万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は302万6,000円の増額で、療養給付費等負担金による国庫負担金の増額と国民健康保険制度関係業務事業費補助金の計上等による国庫補助金の増額であります。

第4款の療養給付費等交付金は484万4,000円の増額で、平成27年度の精算に伴う過年度分の交付金の計上であります。

第5款の前期高齢者交付金は131万9,000円の減額で、平成28年度交付額の確定に伴うものであります。

第6款の都支出金は40万2,000円の増額で、調整交付金による都補助金の増額であります。

第8款の繰入金金は23万2,000円の増額で、職員給与費等繰入金の増額であります。

第9款の繰越金は1億1,239万8,000円の増額で、平成27年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は115万円の増額で、電算プログラム修正等委託料の計上等による総務管理費の増額であります。

第3款の後期高齢者支援金等は391万7,000円の増額で、後期高齢者支援金の確定に伴い増額するものであります。

第4款の前期高齢者納付金等は15万9,000円の増額で、前期高齢者納付金の確定に伴い増額するものであります。

第6款の介護納付金は125万8,000円の増額で、介護納付金の確定に伴い増額するものであります。

第10款の諸支出金は1億1,309万9,000円の増額で、平成27年度の精算に伴う国庫への返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第68号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 第69号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第31 第69号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案、平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,700万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の繰入金は5,443万8,000円の減額で、平成27年度の決算に伴う剰余金が確定したことによる一般会計及び基金からの繰入金の減額であります。

第5款の繰越金は5,645万9,000円の増額で、平成27年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第2款の事業費は202万1,000円の増額で、事業の進捗を図るため、市がみずから建築物等を移転する場合の移転実施計画作成委託料を計上するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第32 第70号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第32 第70号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,641万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,694万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第5款の支払基金交付金は337万4,000円の増額で、平成27年度介護給付費の確定に伴う過年度分の交付金の計上であります。

第9款の繰入金は30万9,000円の増額で、平成27年度の保険料軽減額が確定したことによる過年度分の低所得者保険料軽減繰入金の計上であります。

第10款の繰越金は2億5,273万3,000円の増額で、平成27年度の決算剰余金が確定したことによる、前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、2の歳出であります。第5款の基金積立金は1億6,121万7,000円の増額で、平成27年度決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は9,519万9,000円の増額で、平成27年度の精算に伴う国庫等への返還金の増額、同じく前年度の精算に伴う一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第33 第71号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第33 第71号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第71号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度決算の剰余金が確定したこと、また東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の増額などに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,878万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,354万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第2款の繰入金は367万2,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成27

年度療養給付費負担金等の精算に伴う一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は3,379万8,000円の増額で、平成27年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は865万9,000円の増額で、平成27年度の精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合からの負担金の返還金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は433万5,000円の増額で、平成27年度の保険料等負担金などの精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第5款の諸支出金は3,445万円の増額で、平成27年度の精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第71号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第34 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第34 陳情の付託を行います。

8月31日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時23分 散会